

「6－3－3制の在り方」に対する意見等 (発言要旨)

平成25年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

【提言にあたって】

まず、個別の議論に入る前に、そもそもの教育の大きな目標をしっかりと把握しておく必要があります。本日、提出された第四次提言にもあるように、今後の日本が国際社会で発展していくためには、日本が「世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を持った多様な人材」を有することが必要です。

6－3－3制の在り方を議論するに当たっては、6－3－3制がこうした人材を育成できる仕組みとなっているか、なっていないならば、どういう在り方が適当かを考えなければなりません。

そこで今回は、熊本県で進めている取組みを紹介するとともに、アメリカでの教育を経験した立場から、アメリカの教育制度との比較論の視点も踏まえながら、目標の実現に向け、提言いたします。

1 熊本県における取組み

本県では、先に掲げた人材の育成に向けた取組みの一つとして、中高や小中の校種間の円滑な接続や特色のある教育を推進するための校種間連携に取り組んでいます。

中高連携では、「連携型」と「併設型」の「中高一貫教育」に取り組んでいます。

連携型は、市町村立中学校と県立高校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等を通して連携を図り、高校へは面接や作文等の簡便な選抜方法で入学できる制度です。年齢の枠を超えての中高の交流や郷土学習、地域参加の行事等により、早い段階からの社会性が身に付き、地域の人材を地域で育てようとの意識が地域に

根付いた、などの効果が出ています。

併設型は、県立高校に県立中学校を併設するもので、県立中学校の生徒は、入学試験を経ずにその高校に入学できる制度です。6年間を見据えた計画的・継続的な教育指導ができることで、確かな学力の育成につながっています。

一方、入試がないことから、生徒のモチベーションを維持させる工夫が必要です。このため、今後もスーパーサイエンスハイスクールの指定校の拡大を図るなどして、より特色ある教育課程の編成にも努めていくこととしています。

次に、小中連携として、現在、4市町村において、教育課程特例校の制度を活用した「小中一貫教育」に取り組まれています。

- ・ 熊本市立富合小・中学校

「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」を融合させた「生き方創造科」での様々な体験活動

- ・ 宇土市立の全小・中学校

かつて「そろばん王国」といわれた地域の特色を活かした「そろばんの時間」の実施

- ・ 小国町立小国小・中学校

小学校3年生からの「英会話科」の学習や、週に一日小学校6年生が中学校で過ごす「小中一貫の日」の設定

- ・ 産山村立産山小・中学校

郷土への理解を深める「うぶやま学」の実践など

これらの取組みでは、地域の人材も積極的に活用し、地域の特性に応じた特色ある教育を進めることで、児童生徒の地域への愛着や、学校教育に対する保護者や地域の理解も深まり、協力関係が一段と向上するなどの効果も出ています。

また、小中学校の教員の相互乗り入れにより、継続的な指導が可能となることで、小学生の中学校進学に対する不安感の軽減になるだけでなく、学力向上にも成果が見られます。

例えば、小学校3年から英会話を導入している小国町では中学校の生徒全員が英語検定を受験しており、3級合格者は年々増加、2級合格者も輩出するなどの成果が出ています。関連して、教育課程特例校としては、宇城市立の全小学校でも、小学校1年生からの「英会話科」を実施しており、県内の小学生英語暗誦大会で好成績を収めるなど英語力の向上が見られています。

このように本県では、6－3－3制の下ではありますが、小中高それぞれの連携により、多様な人材を育てる仕組みができています。

2 アメリカの教育制度との比較

アメリカと日本の初等中等教育システムの大きな違いは、「区切りの多様性」と「飛び級制度の存在」だと思います。

アメリカの学校制度は、各州の州憲法と教育法の規定に基づいており、連邦政府ではなく、地方政府の責任の下で教育が行われるため、学校の種類、段階区分も州や学区により異なります。ただ、学年を1年(1st Grade)から12年(12th Grade)と小中高を通じた呼び方をすることからも分かるとおり、小中高の「区切り」はさほど意識されていません。

また、もう一つの大きな違いは、初等中等教育段階で、日本では認められていない「飛び級」が、アメリカには、まれながらも存在していることです。その結果、アメリカの学部レベルの大学在籍者のうち、18歳未満の学生が占める割合は約3パーセントにもなるというデータもあります(2001年度)。このような人たちは、「飛び級」することで早い時期からその能力を存分に発揮することができ、ひいては、アメリカの発展に大きく貢献していると思います。もちろん、通常は日本と同様に毎年1学年ずつ自動的に進級することが基本ですが、こうした進級や進学について、法律上の年齢制限がないことが決定的な違いです。

3 まとめ（提言）

日本の教育制度は、アメリカと比較して、教育の結果や多様性よりも、提供過程や均一性を重視した制度になっているように思われます。

こうした中で、アメリカで認められている「飛び級」についても議論の余地があるのではないかと思います。

実際、私が学んだハーバード大学やその後教鞭を執った東京大学などには、多くの努力型の秀才に混じって、明らかに天才的な頭脳を持った学生達がありました。このような、ずば抜けて優れた個性が成長する可能性を制度が抑え込むことは望ましくないのではないかと思います。「飛び級」がもたらすデメリット等も十分議論し、認めてもよい場合もあるのではないのでしょうか。彼らの才能を将来的に遺憾なく発揮してもらえる環境を整えることは、社会にとっても十分に意味のあることだと考えます。

また、可能性を伸ばすということは、卓越した能力を持つ子どもたちだけの問題ではありません。例えば、今は勉強につまずいていても、教え方次第で、その子が持つ可能性が開くこともあります。こうした子どもたちに対しては、習熟度別学習やチームティーチングなど、その能力に応じた指導を行っていくことが重要と考えます。もちろん、子どもの意欲や興味・関心が高まるよう、各地域が創意工夫して教育を行う努力も忘れてはなりません。例えば本県では、独自の英語音声CD「I CAN DO IT!」を副教材として活用し、さらにテスト問題「くまモン英語チャレンジ」でその基本的事項の定着度を測っています。

6-3-3制など学制の大まかな区切りについて一定の議論はあってもいいかもしれませんが、しかし、それよりはむしろ、小中高それぞれの中で、あるいは互いの連携により、いかに画一的でないフレキシブルな対応ができるかという視点からの議論の方が必要ではないでしょうか。